

# 令和3年度夏の交通事故防止県民運動実施要領

## 1 実施期間

令和3年7月15日(木)から7月24日(土)までの10日間

## 2 運動の趣旨

夏季は、暑さや長距離運転による過労に起因する交通事故や夏休み中の子どもが関係する交通事故の発生が懸念されることから、交通ルールの遵守と交通マナーの実践により、交通事故防止の徹底を図る。

## 3 運動の重点

- ① 暑さなどによる過労運転の防止
- ② 高齢者と夏休み中の子どもの交通事故防止
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

## 4 スローガン

「つくろうよ 事故無い未来を ぼくたちで」

## 5 推進事項

推進主体	推 進 事 項
家庭では	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 子どもの行事や旅行など長距離運転が見込まれる際は、無理のない計画を立て、適度な休憩を取るなどゆとりのある運転に努める。</li><li>○ 事故に遭わない、起こさないために「止まる-見る-待つ」の交通安全行動を習慣付ける。</li><li>○ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用の必要性和効果について家族で話し合い、後部座席においても正しく着用する。</li><li>○ 飲酒運転の危険性と違法性を家族で話し合い、「飲酒運転4（し）ない運動」を実践し、家族から飲酒運転に関する人を出さない。</li><li>○ 加齢に応じた無理のない運転や運転免許証の自主返納について話し合う。</li><li>○ 自転車に幼児・児童を乗車させるときは、必ずヘルメットを着用させる。</li></ul>
地域・職場・学校では	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 体調管理を含めた安全運転管理を徹底し、特に、ぼんやり運転による事故が懸念される午後の時間帯の運転について、注意喚起を実施する。</li><li>○ 子供会行事等を活用し、子どもや保護者に対する夏休み期間中の交通事故防止について注意喚起を実施する。</li><li>○ 交通安全教室や各種行事、学校でのホームルーム等を活用して、反射材用品等の効果について周知し、普及・着用を促進する。また、全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用を徹底する。</li><li>○ 飲酒運転の危険性と違法性について従業員等に指導するとともに、ハンドルキーパー運動を周知し、飲酒運転を絶対にさせない。</li></ul>
関係機関・団体では	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 過労運転や解放感からの無謀運転の防止について意識啓発に努める。</li><li>○ 各種行事等を活用し、子どもや保護者に対する夏休み期間中の交通事故防止について注意喚起を実施する。</li><li>○ スピードがもたらす危険性等の啓発活動を推進し、スピードダウンの気運を醸成する。</li><li>○ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用は法律で定められていることを周知するとともに、実技講習会等で正しい装着方法を教え、着用を徹底させる。</li><li>○ 各種の広報や行事を活用して飲酒運転の危険性と違法性、飲酒運転による交通事故の実態を周知するとともに、飲食店等でのハンドルキーパー運動を推進し、飲酒運転の根絶を図る。</li></ul>

<p>運転者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時間にゆとりを持って早めに出発するとともに、長距離を運転するときは無理のない運転計画とし、眠気や疲労を感じる前に休憩を取るなどリフレッシュして、過労運転を防止する。</li> <li>○ 横断歩道は、歩行者が優先であることを自覚し、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止して歩行者を先に通行させる。</li> <li>○ 同乗者の安全を守る責任があることを自覚し、シートベルトを自ら正しく着用するとともに、全ての同乗者にシートベルト・チャイルドシートを正しく着用させる。</li> <li>○ 夏休みは子どもたちの外出の機会が増えることから、飛び出しなどの危険を予測し、スピードを控えた防衛運転を徹底する。</li> <li>○ 飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転は絶対にしない。</li> <li>○ 高齢運転者は、身体機能の衰えによる運転技能の低下を自覚し、悪天候時は運転を控えるなど、自己の運転技能に応じた無理のない運転を励行する。</li> </ul>
<p>自転車利用者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車も車両であることを再確認の上、車道の左側通行、整備不良車運転の禁止など交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する。</li> <li>○ 自転車運転中の携帯電話等は、注意力が散漫になり、運転操作を誤るおそれのある危険な行為であることを認識し、いわゆる「ながら運転」はしない。</li> <li>○ 道路を通行するときは自転車安全利用五則を実践する。</li> <li>○ 整備されていない自転車に乗ると事故に遭う危険性が高まることから、適切な点検整備や反射材の取り付けを実施する。</li> <li>○ 自転車事故の被害者の多くが頭部の負傷により重篤な結果となっていることから、ヘルメットの着用に努める。</li> <li>○ 事故に遭った場合に備えて、既に入済みの保険内容の確認や、TS マーク（※）等の自転車損害賠償責任保険の加入・更新に努める。</li> </ul>
<p>歩行者は</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い安全な場所を選び、「止まる-見る-待つ」の交通安全行動を徹底し、無理な横断はしない。</li> <li>○ 夕暮れ時や夜間外出時には、反射材用品等を着用する。</li> <li>○ 道路を通行する者の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーの向上が必要であることを再確認する。</li> <li>○ 携帯電話等の画面を見ながらの歩行は、注意力が散漫になり、周囲を巻き込んだ事故となるおそれがある危険な行為であることを認識し、いわゆる「歩きスマホ」はしない。</li> </ul>

※TSマークとは、自転車安全整備士の点検・整備を受けると自転車に貼られるマーク（有効期間1年）で、賠償責任保険と傷害保険が付帯されている。

- 《安全運転五則》**
- 1 安全速度を守る。
  - 2 カーブの手前でスピードを落とす。
  - 3 交差点では必ず安全を確かめる。
  - 4 一時停止で横断者の安全を守る。
  - 5 飲酒運転は絶対にしない。

- 《飲酒運転4(し)ない運動》**
- 1 運転するなら酒を飲まない。
  - 2 運転する人に酒を提供しない。
  - 3 酒を飲んだ人に車を提供しない。
  - 4 酒を飲んだ人の車に同乗しない。

- 《自転車安全利用五則》**
- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - 2 車道は左側を通行
  - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - 4 安全ルールを守る
    - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
    - 夜間はライトを点灯
    - 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
  - 5 子どもはヘルメットを着用